

20 骨子案(山梨県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(仮称))

|      |  |
|------|--|
| 関係省令 | <a href="#">医療法施行規則</a><br>(昭和23年厚生省令第五十号) |
|------|--|

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【病院、診療所】 従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

| 基準 | 病院、診療所の人員及び施設等に関する基準   | 県の考え方  |
|----|--|--|
| 従  | 既存の病床数の補正 (第2条の2)  | 本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。 |
| 従  | 専属薬剤師設置基準 (第6条の6)  |  |
| 従  | 病院の従業者員数の基準 (第19条第2項)<br>・薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士  |  |
| 参  | 病院の従業者員数の基準 (第19条第3項)<br>・診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等   |  |
| 参  | 病院の施設基準 (第21条)<br>・消毒施設及び洗濯施設 (業務委託する場合を除く)<br>・談話室、食堂、浴室 (療養病床を有する病院)   |  |
| 従  | 療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準 (第21条の2第2項)<br>・看護師及び准看護師、看護補助者  |  |
| 参  | 療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準 (第21条の2第3項)<br>・事務員等   |  |
| 参  | 療養病床を有する診療所の施設基準 (第21条の4)<br>・談話室、食堂、浴室  |  |
| 従  | 既存病床数及び申請病床数の補正 (第30条の33)  |  |
|    | <p>【経過措置等】</p> 精神病床を有する病院の従業者の員数 (附則第20条)<br>療養病床を有する病院の談話室、食堂及び浴室 (附則第22条)<br>療養病床を有する診療所の従業者の員数 (附則第23条)<br>療養病床を有する診療所の談話室、食堂及び浴室 (附則第24条)<br>既存の病床数の補正等 (附則第48条)<br>転換病床を有する病院の従業者の員数 (附則第52条)<br>療養病床を有する病院の従業者の員数 (附則第53条)<br>療養病床を有する診療所の従業者の員数 (附則第54、55条) |  |